

**平成 28 年度 沖縄観光受入対策事業**  
**「めんそ〜れ沖縄 観光学習教材」リニューアル業務**  
**企画コンペティション 応募要綱**

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、沖縄県から委託を受け一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という）が実施する沖縄観光受入対策事業 めんそ〜れ沖縄 観光学習教材作成業務について、企画コンペティションを行うための必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 初版から 10 年目を迎えた観光学習教材の内容を、次年度発行する 11 版目よりデザインを現代に合わせ、一新することにより、更に沖縄県の観光教育に寄与し、県民から受入られる教材にすることを目的とする。

(委託業務の概要)

第 3 条 本事業の概要および委託業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 事業名：平成 28 年度 沖縄観光受入対策事業
- (2) 業務名：めんそ〜れ沖縄 観光学習教材」リニューアル業務
- (3) 委託期間：契約締結の日から平成 29 年 3 月 31 日（金）
- (4) 業務内容：別添『仕様書』を参照
- (5) 委託予算規模：提案総額の上限は、3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。  
ただし、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

(主催および連絡先)

第 4 条 本事業の主催および連絡先は次のとおりとする。

- (1) 主 催：沖縄県、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
- (2) 連絡先：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 国内事業部 受入推進課  
「めんそ〜れ沖縄 観光学習教材」リニューアル業務 事務局宛  
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2 階  
TEL：098-859-6129 FAX：098-859-6222 E-mail：[ukeire2@ocvb.or.jp](mailto:ukeire2@ocvb.or.jp)

(参加資格)

第 5 条 企画コンペの参加資格は、次の要件をすべて満たす企業又は団体とする。また、応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 団体役員に次のいずれかに該当するものが含まれないこと。
  - ① 破産者で復権を得ない者
  - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に

規定する暴力団員若しくは暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者（以下暴力団の構成員等）と略記）

- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体であること。
- (4) 沖縄県内に本社又は支社、営業所等を有する企業又は団体であること。
- (5) 過去に官公庁及び関係団体から受託した事業の実績（沖縄県内または他都道府県）を有すること。
- (6) 本業務を運営するにあたっては、必要に応じてOCVBと速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 共同企業体で応募する場合は、以下のとおりとする。
  - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - ② 共同企業体を代表する事業者が前述する応募資格（4）に定める法人であること。
  - ③ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（1）～（3）の要件を満たす者であること。

（手続き及びスケジュール）

第6条 応募に係る手続きおよび日程は次のとおりとする。

(1) 企画参加申込書提出期限及び提出方法

提出期限：平成28年12月26日（月） 17：00まで

提出方法：所定の様式（様式1）に必要事項を記入・押印の上、原本を郵送または持参  
〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター2階  
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 国内事業部 受入推進課  
「めんそ〜れ沖縄 観光学習教材 リニューアル業務」事務局宛

(2) 応募に係る質問受付および回答

質問受付期限：平成29年1月6日（金） 12：00（正午）まで

質問は所定の様式（様式2）に記載の上、E-mailでの受付とし、電話等その他の方法では受け付けない。

E-mail：[ukeire2@ocvb.or.jp](mailto:ukeire2@ocvb.or.jp)

※メールタイトルは、「めんそ〜れ沖縄 観光学習教材リニューアル業務 質問」として送信すること。

質問回答：回答はメールにて行うものとし、企画参加者の全担当へ同報する。

(3) 企画提案書提出期限及び提出方法

提出期限：平成29年1月10日（火） 12：00（正午）まで

提出方法：「第9条 応募書類等」に定める全ての書類、所定の様式（様式3）については、必要事項を記入・押印の上、原本を郵送又は持参にて提出  
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2階  
一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 国内事業部 受入推進課  
「めんそ〜れ沖縄 観光学習教材 リニューアル業務」企画提案審査会 事務局宛

(4) 審査会スケジュール

- ① 一次（書類選考）審査会

一次審査結果通知予定日：平成 29 年 1 月 13 日（金）

※参加企業が 4 社以上の場合一次審査を実施。3 社以下の場合は二次審査から行う。

※一次審査を実施する場合、二次審査に通過した企業にのみ二次審査会の時間を連絡する。

② 二次（プレゼンテーション）審査会

二次審査実施予定日：平成 29 年 1 月 16 日（月）

二次審査実施予定会場：沖縄産業支援センター 203-2 会議室  
（那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 2 階）

二次審査結果通知予定日：平成 29 年 1 月 16 日（月）

(5) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日 OCVB より疑義照会を行うことがある。

(6) 応募書類の審査および結果の通知

平成 29 年 1 月 16 日（月）までに通知するものとする。

(7) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、OCVB が作成した別添『仕様書』および当該事業者が提出した企画提案書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で委託仕様書と委託額を決定し、契約を締結する。ただし、OCVB との契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

(再委託)

第 7 条 本事業を実施するにあたっては、OCVB の承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託（以下「再委託という」）してはならない。この場合の再委託者の資格についても、本要綱「第 5 条 参加資格」の規定を準用するものとする。

(1) 一括再委託の禁止等

本事業を実施するにあたっては、契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委託し、または請負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、または請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ OCVB が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 契約金額の 50%を超える業務

② デザイン・レイアウト企画提案及び修正、かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本委託業務の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、または請負わせることはできない。また、この場合の再委託者の資格については、本要綱、第 5 条参加資格の規定を準用するものとする。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

① 写真素材撮影業務

- (4) 契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ OCVB の承認を得なければならない。

#### (審査)

第 8 条 審査方法および基準は以下のとおりとする。

##### (1) 審査方法

企画コンペ審査会によるプレゼンテーション審査を行う。但し、応募者が 4 社以上であった場合は、事前の書面審査によりプレゼンテーション審査を行う応募者を選定する。

プレゼンテーション審査の内容および審査結果についての問い合わせには対応しない。

##### (2) 審査基準

提出された企画提案書、予算見積書等の応募書類に対し、別添『仕様書』に示す要件および独自提案の優位性について、次の観点から総合的に判断する。

- ① 企画内容を通し、仕様書の委託内容を網羅し、かつ沖縄県観光学習教材として、独自の文化や歴史を活かし、観光産業への理解促進と観光教育の中核的な教材となりえるか。
- ② デザインについて一新され、教育関係者や生徒等が見やすく使いやすい構成または規格であるか。
- ③ 企画提案の根拠及び企画の実現性は明確か。
- ④ 見積額が予算の範囲内であり、かつ明瞭、適切であるか。
- ⑤ 実施内容およびスケジュールを踏まえた実現性のある実施体制となっているか。
- ⑥ 本事業と類似または同規模の事業を実施した実績を有しているか。

##### (3) 審査対象除外

次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外する。

- ① 見積金額が委託予算規模を超えている場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ③ この要綱に違反又は著しく逸脱したとき
- ④ 提出期限までに必要書類がそろわなかったとき
- ⑤ その他不正行為があったとき

#### (応募書類等)

第 9 条 応募に際し提出する書類は以下のとおりとする。

※ (1) ~ (3) については、各 10 部を下記の通り提出すること。

##### (1) 企画提出書 (様式 3)

コンソーシアム等、複数の企業により構成されている場合、構成企業すべての会社概要を提出すること。

※会社概要資料 (パンフレット) 等の添付は 1 部のみでよい。

##### (2) 予算見積書

各項目別の一式表記と内訳明細書を表記すること。合計金額には消費税 8% を含むものとする。

##### (3) 企画提案書

別添『仕様書』に基づき作成した提案書を提出すること。別添『仕様書』は、本事業の実施内容の目安を示

すものであるから、応募者は要求された仕様書の実現方法及び提案内容をわかりやすく提示すること。

※提出する企画書については、A4 横（長辺綴じ）とし、明瞭簡潔に示すこと。尚、製本等は行わず、長辺 2 カ所をパンチングの上綴ること。また、次の各項目を満たすこと。

- ① 委託業務仕様書「5.委託業務の概要」に記されている内容
- ② 全体の実施体制および実施に係るスケジュール

※表紙、目次を省く片面印刷 20 枚以内（見積りは別冊添付）

(4) 評点概要書（様式 4）

企画提案書に基づき、それぞれの項目に記入例を参考に簡潔に記載すること

(5) 辞退申請書（様式 5）

企画参加申込書（様式 1）を提出後、諸般の事情により企画書の提出を辞退する場合は、企画書提出期限までに辞退申請書を提出すること。

※綴じ方例



(その他留意事項)

第 10 条 その他留意事項は次のとおりとする。

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とし、今後 OCVB への企画提案を受け付けないものとする。
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。ただし、OCVB が要求した場合はその限りではない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。
- (6) 審査内容及び経過については、公表しない。
- (7) 成果物、本委託業務にて撮影した映像・写真等の著作権及び所有権は、OCVB に帰属する。
- (8) OCVB は受託者の承諾なしに、映像、写真などを加工・編集できるものとする。
- (9) 本委託業務にあたり、第 3 者の肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。
- (10) 受託事業者は、事業完了時に OCVB が指定する証票書類（支払を証明できる書類の写し等）を提出しなければならない。

(免責事項)

第 11 条 本業務の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVB は一切関与しない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 12 月 12 日から施行する。